

平成29年5月12日（金）
生活環境部環境政策課長 小島 隆史
（担当：課長補佐 坂場 内線 2943）

野鳥監視重点区域（神栖市）の解除について

3月24日に、千葉県旭市の養鶏場での、高病原性鳥インフルエンザの発生を受け、環境省が発生農場から半径10km圏内を野鳥監視重点区域（神栖市の一部が該当）に指定したことから、本県においても、野鳥の大量死などの異常がないか監視を強化してきたところです。

養鶏場での発生以降、新たな高病原性鳥インフルエンザウイルスの発生がないことから、回収日の翌日（養鶏場での発生においては、防疫措置完了日の翌日）から45日後の5月11日24時をもって指定が解除されたことをお知らせいたします。

また、環境省により、全国での野鳥の監視体制を「対応レベル3（国内複数発生）」から「対応レベル1（通常時）」に引き下げられたことを併せてお知らせいたします。

<参考> 関連情報

○ 環境省のホームページ (http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/)

【お問い合わせ先】

生活環境部環境政策課

029-301-2946（直通）